

さとうきび等安定生産体制緊急確立事業Q & A

【共通】

（対策の趣旨）

1. さとうきび等安定生産体制緊急確立事業の趣旨はどのようなものか。また、なぜ基金の形態としたのか。

（基金の期間）

2. 基金の管理期間や事業の実施期間は平成25年度末までとなっているが、期間の延長の可能性はないのか。

【さとうきび増産基金・てん菜振興基金】

（基金額の割当）

3. 各基金への割当額はどのように決定されるのか。

（取組メニュー）

4. 基金によって支援することが可能な取組はどのようなものか。
5. 作付面積の拡大分への支援を行ってもよいのか。
6. 研修会や講習会の開催経費や協議会の活動経費も対象となるのか。
7. 生産組織のオペレータの人件費は対象となるのか。
8. 協議会等が機械を借り受けて農作業支援を行う場合の機械の賃借料は対象となるのか。
9. 基金管理団体の事務費は対象となるのか。
10. 執行途中に取組メニューの変更がある場合の手続きはどのようなになるのか。
11. 支援水準を定額（10/10）とすることは可能か。
12. 支援水準に上限はあるのか。
13. 事業実施主体を個々の生産者とせず、協議会等に限定してもよいのか。
14. 生産回復を目的とした事業ではあるが、新規作付者も対象としてよいのか。

（取組メニューの実施期間）

15. 事業の対象は平成24年度補正予算の成立日以降に着手・着工した取組となっているが、具体的にどのような場合が対象となるのか。

（製糖工場向け支援の費用対効果分析）

16. 本事業はいわゆるハード事業ではないのに、製糖工場向け支援について費用対効果分析を行う必要があるのか。

【甘味資源作物等農業機械等リース支援基金】

（事業実施主体の公募の時期）

17. 事業実施主体の公募はいつから行われるのか。
18. 事業実施主体の公募は1回しか行わないのか。
19. 同一の事業実施主体が何度も応募することは可能か。
20. 同一の事業実施主体が複数の作物の生産に必要な機械の導入について応募することは可能か。

（事業実施主体の採択基準）

21. 事業実施主体の採択基準はどのようなものになるのか。
22. 採択に当たっては品目ごとに区分して行うのか。

【共通】

（対策の趣旨）

1. さとうきび等安定生産体制緊急確立事業の趣旨はどのようなものか。
また、なぜ基金の形態としたのか。

（答）

1. さとうきびは沖縄県・鹿児島県の基幹作物として、また、てん菜は北海道の輪作体系の維持に欠かせない作物として、製糖工場と共に地域経済を支える存在であるが、近年、異常気象や台風の頻発、病害虫の発生等より、不作傾向であるところである。
2. このため、平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急対策」において「暮らしの安心・地域活性化」として、さとうきび・てん菜の生産回復など地域が抱える課題に対処する農業基盤等の強化が位置づけられていることを踏まえ、平成24年度補正予算案にさとうきび等生産安定体制緊急確立事業（65億円）を盛り込んだところである。
3. これらの生産回復に向けては、初期生育期（2～5月頃）に途切れなく集中的に支援し、現場が継続的に安心して事業に取り組めるよう、会計年度を越えて、24年度内からも切れ間無く事業を執行できる基金方式の事業としたところである。

（基金の期間）

2. 基金の管理期間や事業の実施期間は平成25年度末までとなっているが、期間の延長の可能性はないのか。

（答）

1. 24年度補正予算は25年度予算と合わせ25年度の景気の下支えを行いつつ、切れ目のない経済対策を実行する、いわゆる「15ヶ月予算」であり、本事業の実施期間も25年度末としているところである。
2. ただし、実施要綱においては、基金の管理期間等について、「ただし、農林水産省生産局長が特に認めた場合にあっては、期間を延長することができるものとする」としており、期間の延長等については、生産回復の状況事業の執行状況をみつつ対応することとなる。

【さとうきび増産基金・てん菜振興基金】
(基金額の割当)

3. 各基金への割当額はどのように決定されるのか。

(答)

1. 基金ごとの造成額は公募要領に示したとおり、

- | | |
|-----------------------|----------|
| ① さとうきび増産基金 | 3,510百万円 |
| ② てん菜振興基金 | 680百万円 |
| ③ 甘味資源作物等農業機械等リース支援基金 | 1,010百万円 |
| ④ 砂糖供給安定化緊急対策基金 | 1,300百万円 |

である。

2. このうち、さとうきび増産基金は鹿児島、沖縄それぞれに基金造成されることになるが、その内訳については、①作付面積、②さとうきび増産プロジェクトに基づく取組状況、③ここ2年間の不作の状況、④沖縄振興一括交付金において沖縄の分みつ糖工場支援が措置されていることを踏まえ割り当てられることとなる。

3. なお、さとうきび増産基金の内訳は2のとおり割り当てられるが、基金における執行に当たっては、生産量や作付面積のシェアにこだわらず、各島の生産の現状を踏まえ、増産・生産回復に向け効果的な活用を検討願いたい。

(取組メニュー)

4. 基金によって支援することが可能な生産回復・増産に向けた取組はどのようなものか。

(答)

1. さとうきび増産基金、てん菜振興基金とも基金によって支援する生産回復・増産に向けた取組は基金管理団体がメニューを設定することとしており、次に掲げる取組以外であれば、地域の実情に応じて自由にメニューの設定が可能。

- ① 他の助成により実施中又は実施予定となっている取組
- ② 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしている甘味資源作物を対象とする取組
- ③ 輪作体系・複合経営の確立に向けた取組を行う場合にあっては、需給

調整を実施している品目の生産振興を対象とする取組

- ④ 糖調法第19条第1項の規定に基づく甘味資源作物交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組
- ⑤ 不動産、船舶、飛行機、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具等財産を取得する取組

2. なお、取組メニューの例示を挙げれば、次のとおりである。

① さとうきび増産基金

- ・ 苗専用ほ場の設置
- ・ 土づくり（堆肥・緑肥施用、心土破碎等）
- ・ 病虫害防除（農薬散布、フェロモン剤による交信かく乱等）
- ・ 農地流動化・作業委託促進
- ・ 肥培管理（基肥、追肥）
- ・ 干ばつ対策（スプリンクラー、かん水銃等）
- ・ 輪作体系・複合経営の確立（甘しょ、紅芋等）
- ・ 技術講習会等の開催

② てん菜振興基金

- ・ 湿害対策（簡易な暗渠の設置等）
- ・ 病虫害防除（農薬散布等）

5. 作付面積の拡大分への支援を行ってもよいか。

（答）

○ 対象となる。

6. 研修会や講習会の開催経費や協議会の活動経費も対象となるのか。

（答）

- 1. さとうきびやてん菜の生産回復や増産、農業経営の安定のために必要となる技術や情報の普及を目的として行う研修会や講習会の開催経費であって、実施要領に定める補助対象経費の内容・注意点に即したものであれば対象となる。
- 2. また、各地域の協議会等の活動経費についても、さとうきびやてん菜の生産回復や増産、農業経営の安定のために必要となる活動に要するものであって、実施要領に定める補助対象経費の内容・注意点に即したものであ

れば対象となる。

7. 生産組織のオペレータの人件費は対象となるのか。

(答)

1. 対象となる。
2. ただし、本事業による支援は恒常的に行われるものではないことを踏まえて、作業料金体系、賃金体系を設定されることが適当である。

8. 協議会等が機械を借り受けて農作業支援を行う場合の機械の賃借料は対象となるのか。

(答)

1. 対象となる。
2. ただし、長期間にわたる機械の導入に関しては、甘味資源作物等農業機械等リース支援基金による支援の活用が適当である。

9. 基金管理団体の事務費は対象となるのか。

(答)

1. 対象となる。
2. なお、実施要領に定める補助対象経費の内容・注意点に十分留意されたい。

10. 執行途中に取組メニューの変更がある場合の手続きはどのようなものか。

(答)

1. 取組メニューは基金管理団体が作成する事業計画において定めることとしており、その事業計画の変更に関しては、次に掲げる重要な変更に関してのみ生産局長の承認が必要となっており、取組メニューの変更に当たっ

ては生産局長の承認が必要となる。

- ① 事業の中止又は廃止
- ② 事業実施主体の変更
- ③ 事業費の3割を超える増減
- ④ 支援する取組の内容及び支援水準の変更

2. 一方、取組メニューは気象条件の変動等によって機動的な対応が必要なものとも想定されることから、事業計画においてあらかじめ詳細な取組内容と支援水準を全て定めることができない場合には、一部のメニューを「突発的な災害等への対応 支援水準；〇〇協議会会長が定める率」といった定め方で対応していただきたい。

3. なお、その場合、詳細な取組内容と支援水準については事業の実施状況報告において明記されたい。

11. 支援水準を定額（10/10）とすることは可能か。

（答）

- 1. 可能である。
- 2. ただし、基金造成された額で生産回復・増産に向けた取組を効果的・効率的に支援することが適当であることに十分留意され支援水準を決定願いたい。

12. 支援水準に上限はあるのか。

（答）

- 1. 支援水準に上限はない。
- 2. ただし、基金造成された額で生産回復・増産に向けた取組を効果的・効率的に支援することが適当であることに十分留意され支援水準を決定願いたい。

13. 生産回復・増産に向けた取組の事業実施主体を個々の生産者とせず、協議会等に限定してもよいか。

(答)

1. 実施要綱では、生産回復・増産に向けた取組（甘味資源作物増産緊急対策事業）の事業実施主体は、

- ① 甘味資源作物生産者
- ② 生産者組織
- ③ 農業協同組合
- ④ 民間企業（甘味資源作物の生産振興を行う企業）
- ⑤ 協議会（農業協同組合、地方公共団体等の甘味資源作物の生産振興に係る関係者により組織される団体）

と多様な主体が位置づけられているところである。

2. これは各島の状況に応じて様々な生産回復・増産に向けた取組が行われる際に、その実施主体も様々な主体が想定されとの考えによるものである。事業の執行に当たって各島の状況を踏まえ、基金管理団体が組織的な活動にのみ支援した方が効果的・効率的であると判断されるのであれば、事業実施主体をそれらの者に限定することは当然問題ない。

14. 生産回復を目的とした事業ではあるが、新規作付者も対象としてよいのか。

(答)

○ 本事業は甘味資源作物の生産回復・増産を目的としているが、目標は産地レベル、道県レベルで設定するものであり、個々の生産者の回復のみを目的としているものではないことから、新規作付者も支援の対象となり、既作付者と併せて産地・道県での生産回復・増産の達成を期待しているところである。

(取組メニューの実施期間)

15. 事業の対象は平成24年度補正予算の成立日以降に着手・着工した取組となっているが、具体的にどのような場合が対象となるのか。

(答)

1. 実施要綱第2においては、「本事業の対象となる取組は、平成24年度補正予算が成立した日以降に着手・着工したものとする」としている。

2. 具体的な適用については、各基金においてどのような取組を支援の対象とするかにより大きく異なる。

3. 例えば、土壌分析を行い、これに基づき施肥の計画を策定、資材調達を経て、堆肥散布・耕耘を行う場合であって、Aというほ場に関しては土壌分析は昨年中に実施し、計画策定以降は予算成立日以降に実施し、Bというほ場に関してはすべて予算成立日以降に実施した場合、基金管理団体が土壌分析に要する経費を支援対象としても、Aの土壌分析に要する費用は対象とならないが、Bについては支援対象とすることが可能である。また、基金管理団体が堆肥購入に対する経費を支援対象とした場合にはA、B双方とも支援対象となる。

(製糖工場向け支援の費用対効果分析)

16. 本事業はいわゆるハード事業ではないのに、製糖工場向け支援について費用対効果分析を行う必要があるのか。

(答)

○ 本事業については、強い農業づくり交付金などのいわゆるハード事業ではないが、施設整備に関しては、ハード事業と同様に費用対効果分析を行うことが効果的・効率的な事業執行の観点から重要であると考えており、費用対効果分析を必須としているところである。

【甘味資源作物等農業機械等リース支援基金】

(事業実施主体の公募の時期)

17. 事業実施主体の公募はいつから行われるのか。

(答)

1. 24年度補正予算は25年度予算と合わせ25年度の景気の下支えを行いつつ、切れ目のない経済対策として取り組むものであることから、予算成立日以降、速やかに執行されることが適当であると考えている。

2. 一方で生産現場において事業内容等について理解が深まった上で事業実施主体の公募が行われることも必要であり、いずれにしても具体的な時期については、基金管理団体を採択した後、基金管理団体が関係者から事業の周知状況等を聴いた上で開始時期、期間を設定することとなる。

18. 事業実施主体の公募は1回しか行わないのか。

(答)

- 事業実施主体の公募回数に特段の制約はなく、応募や採択の状況によって必要があれば2回目以降の公募が実施される。

19. 同一の事業実施主体が何度も応募することは可能か。

(答)

1. 同一の事業実施主体が複数回応募することは可能である。
2. ただし、一度採択を受け、同一品目の作業に要する農業機械の導入を内容とする計画で公募に応募する場合には、機械の導入と整合するよう成果目標を向上させた事業実施計画を変更し、応募していただく必要がある。

20. 同一の事業実施主体が複数の作物の生産に必要な機械の導入について応募することは可能か。

1. 同一の事業実施主体が複数の作物の生産に必要な機械の導入について応募することは可能である。
2. その場合、作物ごとに目指すべき成果目標は異なることから、それぞれの作物ごとに事業実施計画を作成し、応募していただくこととなる。

(事業実施主体の採択基準)

21. 事業実施主体の審査・採択基準はどのようなものになるのか。

(答)

1. 事業実施主体の採択に当たっては、基金管理団体において、
 - ① 実施要綱、実施要領に定める対象者の内容、承認基準の審査
 - ② ①の承認基準を全て満たす場合、実施要領に定める成果目標等について審査し、基金管理団体が定める基準に基づきポイントを付与
 - ③ ポイントの高い順に並べ、採択

を行うこととなる。

2. このうち成果目標等についての審査は、事業実施計画書に定める

①成果目標の高さ（水準）（基本ポイント）

②複数成果目標の設定及び産地における取組内容の重要性を総合的に評価（加算ポイント）

し、より効果の高い事業実施計画が採択されるような基準となっている。

なお、加算ポイントについては、成果目標の妥当性（成果目標の不可能な設定等の排除）を保つため、公表をしないこととする。

3. 1の③の採択に当たっては、農林水産省生産局農産部地域作物課に審査内容を協議の上、予算の範囲内で採択を行う。

22. 採択に当たっては品目ごとに区分して行うのか。

（答）

1. 採択は基金管理団体が行うため、具体的な採択方法は基金管理団体によることとなるが、成果目標の審査に当たっては、各事業実施計画ごとにポイントを整理した上で、各品目ごとに順位づけを行うこととなる見込みである。

2. 他方、機械導入に対する支援額について品目ごとの区分はあらかじめ設けずに採択を進め、品目ごとに採択件数や採択率に著しい偏りがあるときには予算要求上の積算などを参考に品目間のバランスをとって採択することとなる見込みである。

（支援対象）

23. トラクターを導入する場合の条件は何か。

（答）

1. 実施要領においては、乗用トラクターを導入する場合は、以下に掲げる要件を全て満たす場合としているところ。

ア 専ら、てん菜及びばれいしょの生産に使用すること

イ プランタ、ハーベスタ等要領において支援対象とされている農業機械をけん引するためのものであること

ウ 導入に係る経費が、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安

価であること

エ 乗用トラクター規格が、導入を予定する機械に対して適切なものであること

2. したがって、耕起・整地のプラウをけん引する大型のトラクターは対象とならない。また、1の要件を全て満たす場合にはクローラ式のトラクターも対象となる。